

令和4年9月29日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I	神奈川県営水道事業審議会の審議状況について-----	1
II	令和4年度神奈川県営水道についてのお客さま意識調査及び事業所調査の結果 (速報)について-----	3
III	今後の箱根地区水道事業について-----	6
IV	活性炭談合に関する損害賠償請求について-----	8
V	県営電気事業の次期売電の検討状況について-----	10
VI	令和3年度における水道料金の免除の状況について-----	16

# I 神奈川県営水道事業審議会の審議状況について

## 1 概要

神奈川県営水道事業審議会について、第3回の審議状況を報告する。

## 2 開催日時

令和4年8月16日（火） 14時30分～16時30分

## 3 審議事項

### (1) 施設整備の目指す姿

#### ア 審議内容

第2回で出された意見を踏まえ、施設整備の目指す姿として4つの方向性（「安全で良質な水道」、「将来にわたり適切に管理された水道」、「災害・事故にも強い水道」、「環境にやさしい水道」）について審議いただいた。

#### イ 委員からの主な意見

- ・ 施設整備の費用は、安ければ安いほど良いものでないことは明らかだが、一方で高水準のものをひたすら目指せば良いものでもなく、経済合理性を踏まえて検討するべきである。
- ・ 専門用語に基づいたキーワードだけの表現から、目指す姿が文章により非常に分かりやすい表現になっているので、「施設整備の目指す姿」はこの4つの方向性で良い。

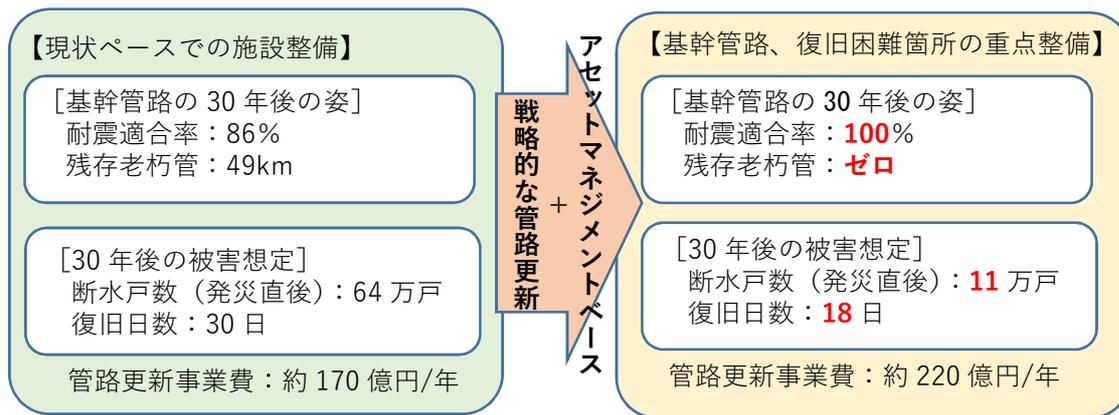
### (2) 施設整備の水準

#### ア 審議内容

アセットマネジメントの手法により算出した今後30年間の管路整備の水準をベースとしつつ、戦略的な管路更新による効果※を踏まえ、施設整備の水準を審議いただいた。

#### ※ 戦略的な管路更新による効果

- ・ 大地震時や漏水事故時に断水の影響が広範囲に及ぶ基幹管路の更新（耐震化）を優先的に実施して、断水の影響範囲をできる限り抑える
- ・ 道路が狭く復旧作業に時間が掛かる場所の管路を先行して更新することで、災害時の早期復旧に繋げる。



## イ 委員からの主な意見

- ・ 基幹管路の更新を優先することは理解できたが、復旧困難箇所のほか重要給水施設などリスクの高いところから重点的に施設整備を進めていくことに言及するべきである。
- ・ 配水支管だけ更新すれば更新率は上がるが、それでは災害時に大事なところに水が行き届かなくなるので、バランスを取ってやっていくという方針が明確に打ち出された点は評価できる。
- ・ はっきりとした事業量と投資費用を示すことにより、具体的な事業効果を見せるという点で非常に大きな意味合いがある。
- ・ 水道利用者にとっては、自宅が断水しないことがベストであるが、それができなくても病院や避難先で水道が使えるなど、ベターな状態でこういう風にしますと表現した方が分かりやすいのではないか。

## 4 これまでの開催実績及び今後のスケジュール

令和4年3月	第1回	【審議会への諮問、今後の進め方】
6月	第2回	【施設整備のあり方】
8月	第3回	【施設整備の目指す姿・水準】
11月	第4回	長期構想骨子案・部会検討状況報告 ※予定
令和5年2月	第5回	中間とりまとめ案 ※予定
3月		中間とりまとめ報告

## Ⅱ 令和4年度神奈川県営水道についてのお客さま意識調査及び事業所調査の結果（速報）について

県営水道利用者のニーズを把握し、事業運営に反映していくため、給水区域内のご家庭と事業所の水使用に関する状況や水道事業に関する意識等について3年ごとに行っている調査を7月に実施したので、単純集計結果について報告する。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査対象・期間等

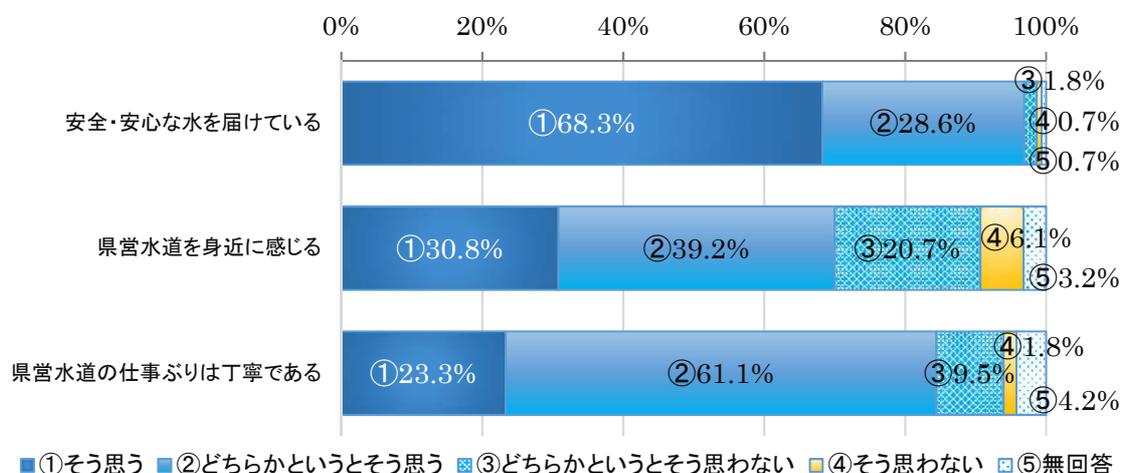
	お客さま意識調査	事業所調査
調査対象	満20歳以上の5,000人(住民基本台帳からの層化無作為抽出)	年間の使用水量等が10,000m <sup>3</sup> 以上の全事業所(854事業所)
調査期間(延長後)	令和4年7月1日～7月15日(7月29日)	
有効回答数 (有効回答率)	2,294件 (45.9%)	577件 (67.6%)

#### (2) 主な調査結果

##### ア 県営水道のイメージ(お客さま意識調査のみ)

お客さまの約7割が「安全・安心な水を届けている」と回答し、「県営水道を身近に感じる」「県営水道の仕事ぶりは丁寧である」についても肯定的な回答が多い。

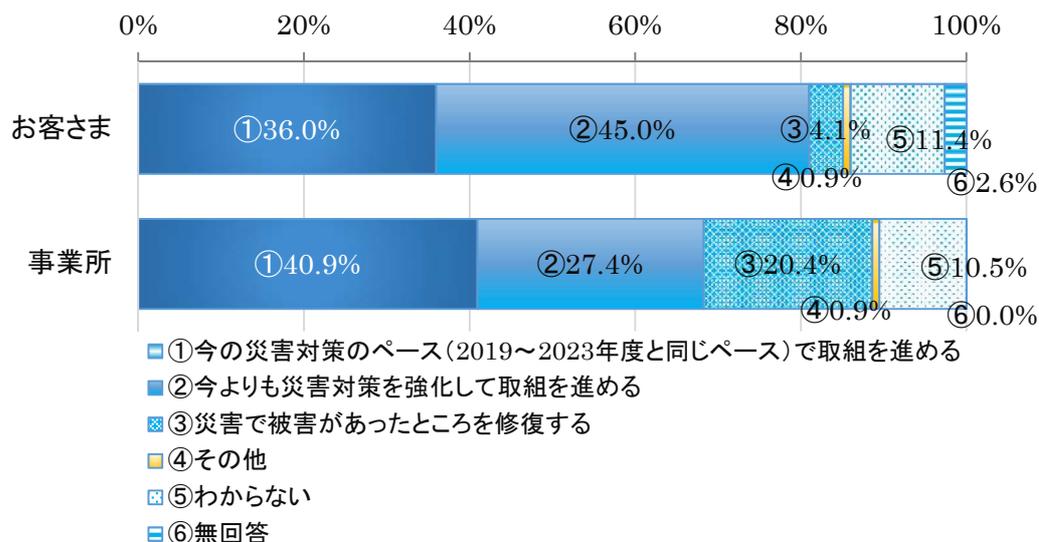
**設問** あなたのご家庭の水道に水をお届けしている県営水道についてどんなイメージをお持ちですか。



## イ 災害対策について

お客さまのうち、「今よりも災害対策を強化して取組を進める」と回答した割合が約5割と最も多い。また、事業所では「今のペースで取組を進める」と回答した割合が約4割で最も多く、次に約3割が「今よりも災害対策を強化して進める」と回答。

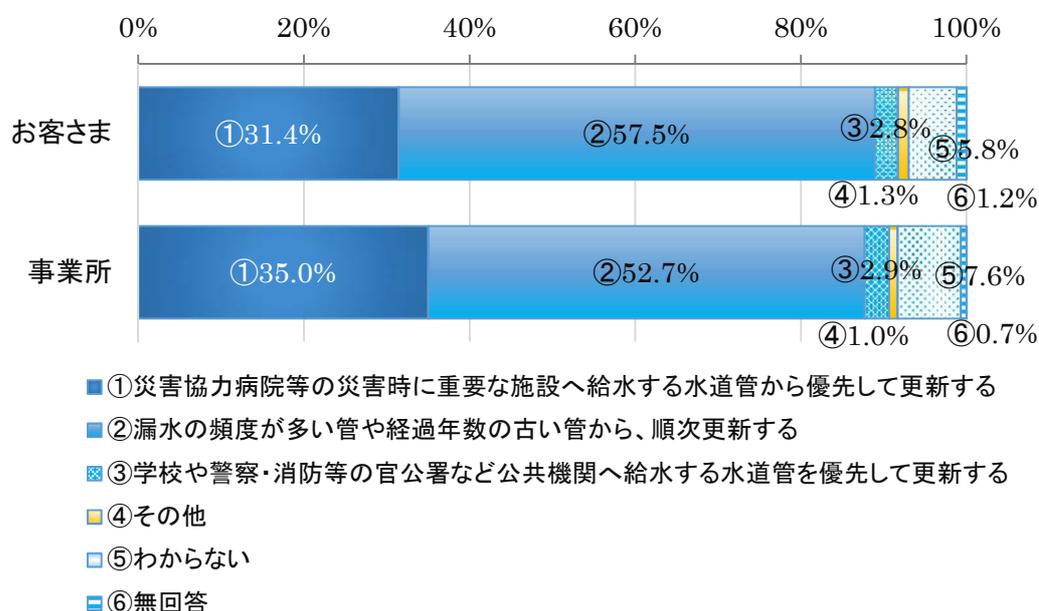
**設問** 今後の災害対策の進め方についてどう思いますか。



## ウ 水道管の更新の取組について

お客さま、事業所ともに、「漏水の頻度が多い管や経過年数の古い管から更新する」との回答が5割以上と最も多く、次に「重要施設への給水を優先して更新する」との回答が約3割と多い。

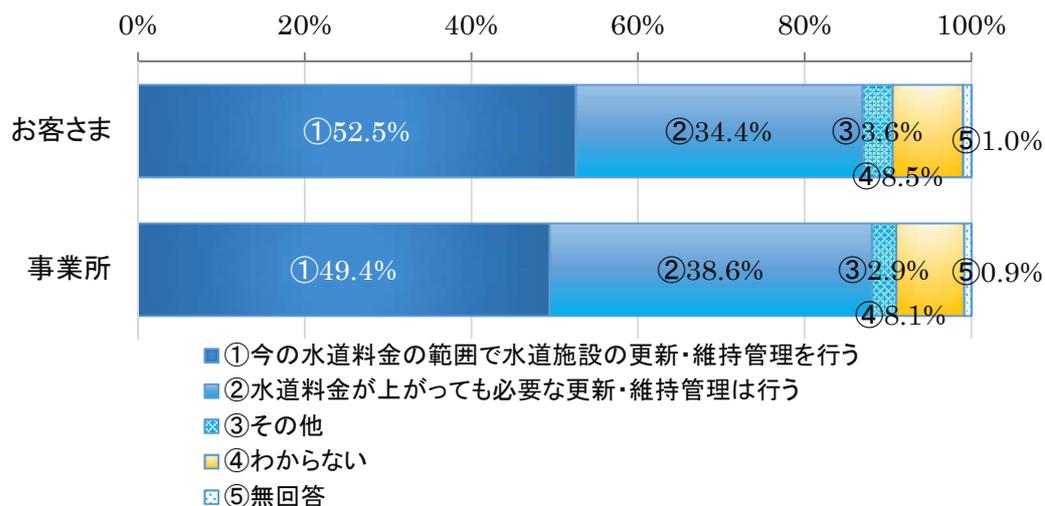
**設問** 管路更新の優先順位についてどう思いますか。



## エ 水道施設の更新及び維持管理について

お客さま、事業所ともに「今の水道料金の範囲での更新・維持管理を行う」との回答が約5割と最も多く、次にお客さま、事業所ともに3割以上が、「水道料金が上がっても必要な更新・維持管理は行う」と回答。

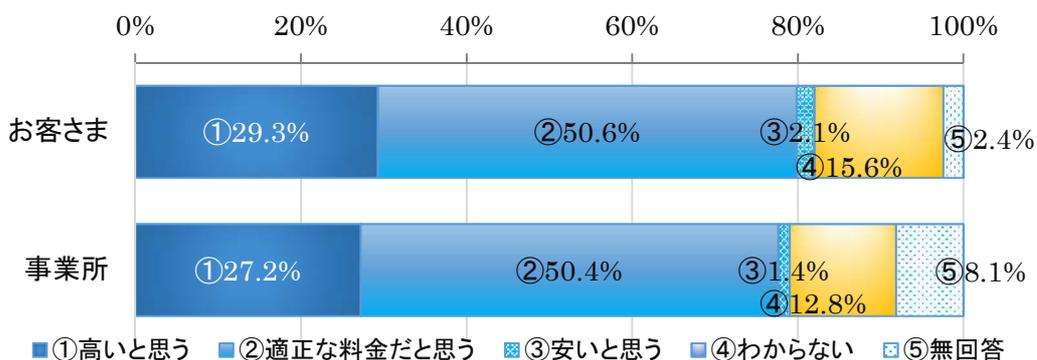
**設問** 今後の県営水道の施設の更新及び維持管理についてどう思いますか。



## オ 県営水道の上水道料金について

お客さま、事業所のそれぞれ約5割が現在の料金について適正と回答。

**設問** 現在お支払いいただいている上水道料金について、どう思いますか。



## 2 今後の予定

調査結果の詳細な分析を行い、令和5年1月を目途に報告書を取りまとめる。

### Ⅲ 今後の箱根地区水道事業について

#### 1 これまでの取組

企業庁では、公民連携モデルの構築に向けた取組みとして、平成26年4月より箱根地区における水道営業所業務のほぼ全てを民間企業に包括委託している。

平成26年4月から平成31年3月の「第1期」では、約350項目のモニタリングによりサービス水準を維持できる「基本的なモデル」を構築した。

平成31年4月から令和6年3月の「第2期」では、構築したモデルを中小の水道事業体でも使い勝手の良い「汎用的なモデル」に改善するため、モニタリング方法の見直しなどに取組んだ。

これまでの取組により、民間企業が包括委託によりサービス水準を維持しながら、安定的に水道事業運営を行うことができることを確認した。

#### 2 令和6年度以降の基本方針

これまでの成果を踏まえ、令和6年4月以降の「第3期」も包括委託に取組むこととし、構築した「公民連携かながわモデル」をさらに推し進めて、本格運用するものとする。

##### (1) 契約期間は10年間

特別目的会社（SPC）の設立運営、地元人材の雇用や業務運営などにより安定的で効果的な運用のため、期間を10年間とする。

##### (2) 受注者が施設更新に係る工事計画案を作成

発注者の事務負担軽減と受注者の自由度を拡大する。

##### (3) 官民双方のモニタリング結果を共有・活用

これまで、双方別々に行ってきたモニタリングを共有し、事業運営を効率化する。

##### (4) 本庁職員による定期的な実地指導

自治体の定期監査にあたる実地指導を行い、サービス水準をさらに向上させる。

##### (5) 他事業体への普及啓発の強化

「公民連携かながわモデル」の普及浸透を図る。

### 公民連携モデルの構築に向けた取組状況

委託期間	取組状況
第1期 (H26～H30)	基本的な公民連携モデルの構築 ・包括委託による水道事業運営の検証
第2期 (H31～R5)	汎用的な公民連携モデルの構築 ・他水道事業者が導入しやすいモデルの構築
第3期 (R6～R15)	構築した公民連携モデルの運用 ・公民双方にとって安定的で効率的な運営の継続

### 3 事業者の選定

お客様へ安全・安心な水道水の供給を継続し、県営水道サービスの水準を維持するため、事業者の選定については、事業者の経験や技術力等を総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式により行う。

### 4 今後の予定

令和4年10月	実施方針、募集要項（案）を公表 民間企業向けのサウンディングを実施
令和5年5月	募集要項等の公表（募集の開始）
6月	参加資格確認申請書受付 資格審査
8月	提案書受付
10月	箱根地区水道事業包括委託（第3期）事業者選定審査会（提案書の評価） 選定事業者の決定
11月	基本協定の締結
12月	基本契約の締結 業務引継の開始（令和6年3月まで）
令和6年4月	実施契約の締結 第3期包括委託の開始

## IV 活性炭談合に関する損害賠償請求について

### 1 談合行為の概要

- ・ 活性炭の卸売業者である本町化学工業株式会社をはじめとする16社は、東日本に所在する地方公共団体の活性炭の入札について、本町化学工業株式会社を中心となって卸売業者間の供給者を調整した上で、販売業者に活性炭を卸すという談合行為を繰り返し行っていた。
- ・ この談合行為は、遅くとも平成25年10月24日から平成29年にかけて行われていた。
- ・ 公正取引委員会は、取引分野の競争を制限したとして「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」第3条に違反したと判断し、16社に対して令和元年11月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
- ・ 当該排除措置命令には、談合が行われた活性炭の納入先として寒川浄水場と谷ヶ原浄水場が挙げられている。  
また、課徴金納付命令には、課徴金算定対象物件として両浄水場に係る7件の契約が挙げられている。

### 2 対応状況

このことを受け、両浄水場に係る7件の契約について、県の顧問弁護士に法律相談を行いながら損害額を算定した。

併せて、談合の影響を受けている他の水道事業体と損害額の算定方法等について情報を共有した。

#### (1) 損害額の算定方法

談合が行われたとされる契約の落札率を、談合がないとされている平成30年以降の県内水道事業体の活性炭購入に係る入札の平均落札率と比較して、高くなっている場合、そのことによる契約額の差を損害として算定を行った。

#### (2) 算定結果

算定の結果、両浄水場の7件の契約の内、2件の契約で損害が発生していることを確認した。

- ・ 寒川浄水場 1件 （損害額：約75万円）
- ・ 谷ヶ原浄水場 1件 （損害額：約45万円）
- ・ 損害額合計 約120万円

### 3 今後の対応

損害が発生している2件の契約について、談合に関与したとされている3社に対し、賠償請求していく。

#### (1) 請求先

- ・ 本町化学工業株式会社
- ・ 幸商事株式会社
- ・ 株式会社エーシーケミカル

#### (2) 請求額

- ・ 談合に伴う損害額は、概算で120万円程度（3社合計）
- ・ 遅延金損害金についても請求する予定。（概算で50万円程度）

#### (3) 請求予定日

- ・ 令和4年10月中に請求予定。

## V 県営電気事業の次期売電の検討状況について

県営電気事業の売電に係る電力については、小売電気事業者と相対契約により料金を定めている電力（以降「普通電力」という）と固定価格買取制度を利用した発電所による電力（以降「FIT電力」という）の2種類ある。

普通電力は令和5年度末で電力受給基本契約が終了、FIT電力は令和4年度末で、「電力の地産地消を進めるための取組」である「電源を特定する契約」（以降「パートナー契約」という）が終了することから、それぞれの契約について、今後の売電方法の考え方と現在の対応状況について報告する。

### 1 普通電力の売電について

#### (1) 現在の契約

普通電力については、平成21年度から令和5年度までの電力受給基本契約を東京電力株式会社（現東京電力エナジーパートナー株式会社）と電力受給基本契約を締結し、この契約に基づき、電気事業に必要な経費を積み上げた総括原価方式により料金を算定し売電することにより、安定的な経営を続けてきた。

#### (2) 電力取引市場の活用

- ・ 平成25年度から進められた国の電力システム改革により、卸電力市場や容量市場など4つの電力市場が整備され、発電事業者は電気の価値に応じてこれらの市場に参加し取引できるようになった。
- ・ 4つの市場のうち、容量市場は将来の発電能力（kW）に対して対価を支払う市場であり発電事業者のみ参加可能であることから、市場が開設された令和2年度から県営電気事業も参加している。
- ・ これまで令和2年度及び3年度に容量市場に応札し、4年後の令和6年度及び7年度にそれぞれ約19億円及び約7億円の収入が得られる契約を締結した。

#### (3) 今後の売電契約の考え方

##### ア 売電手法

容量市場を除く卸電力市場等3つの市場において、卸電力市場と需給調整市場は、市場価格が時々刻々と変化することなどから市場利用には経営上のリスクが非常に高い。

残る非化石価値取引市場は、現在のところ市場規模が小さく、取り扱う種別はFIT電源の非化石価値が主となっている。

これらのことから、直接参加する市場は容量市場のみとし、卸電力市場等3つの市場には参加せず、相対契約による売電とする。

## イ 対象発電所

県営電気事業が所有する、河川の流量により出力が変動する一般水力発電所と、貯めた水により計画的に出力を調整することが可能な城山発電所を組み合わせることにより、小売電気事業者は販売電力の需要と供給が同量となるよう調整することが可能となるため、県営電気事業全体の電気の価値が高まると考えられる。

このことから、一般水力発電所と城山発電所を組み合わせた売電とする。

## ウ 玄倉第2発電所の扱い

玄倉第2発電所については、現在休止中であり、運転再開の時期は未定となっている。稼働時期が未定の発電所を次期契約に含める場合、不確定な情報により契約相手方において契約条件の検討・算定が難しくなることから、次期契約対象から玄倉第2発電所は除外する。

## (4) 公募方法について

小売電気事業者の選定方法として、公募型プロポーザル方式による選定とし、令和5年度早期の公募公告開始に向けて、具体的な公募条件などについて検討を進める。

## (5) 今後の予定

令和4年12月 公募条件などの決定、議会への報告

令和5年4月 募集要領の公表（募集の開始）、参加資格確認申請書  
受付

資格審査

8月 提案書受付

9月 選定審査会（提案書の評価）

選定事業者の決定

契約の締結、議会への報告

令和6年4月 電力供給開始

## 2 FIT電力の売電について

### (1) 現在の契約

平成25年度から発電を開始した愛川太陽光発電所のほか、谷ヶ原太陽光発電所及び早戸川発電所の電力は固定価格買取制度に基づき定められた料金で一般送配電事業者に売電しており、さらに、平成30年度からは地産地消の取組を進めるため、パートナー契約を湘南電力株式会社と締結し、県内の需要家に供給している。

(2) 今後の売電契約の考え方

FIT電力については、引き続き地産地消の取組を進めるため、これまでパートナー契約を締結した発電所のほか、令和5年1月からFIT電力として発電を開始する玄倉第1発電所についてもパートナー契約の対象として契約締結を目指す。

(3) 公募方法について

これまでの選定方式と同様に公募型プロポーザル方式とし、令和5年1月の公募公告開始に向けて、具体的な公募条件などについて検討を進める。

(4) 今後の予定

令和4年12月	公募条件などの決定
令和5年1月	募集要領の公表（募集の開始）、参加資格確認申請書受付
	資格審査、提案書の受付
2月	パートナー契約の締結
令和5年4月	地産地消による電力供給開始

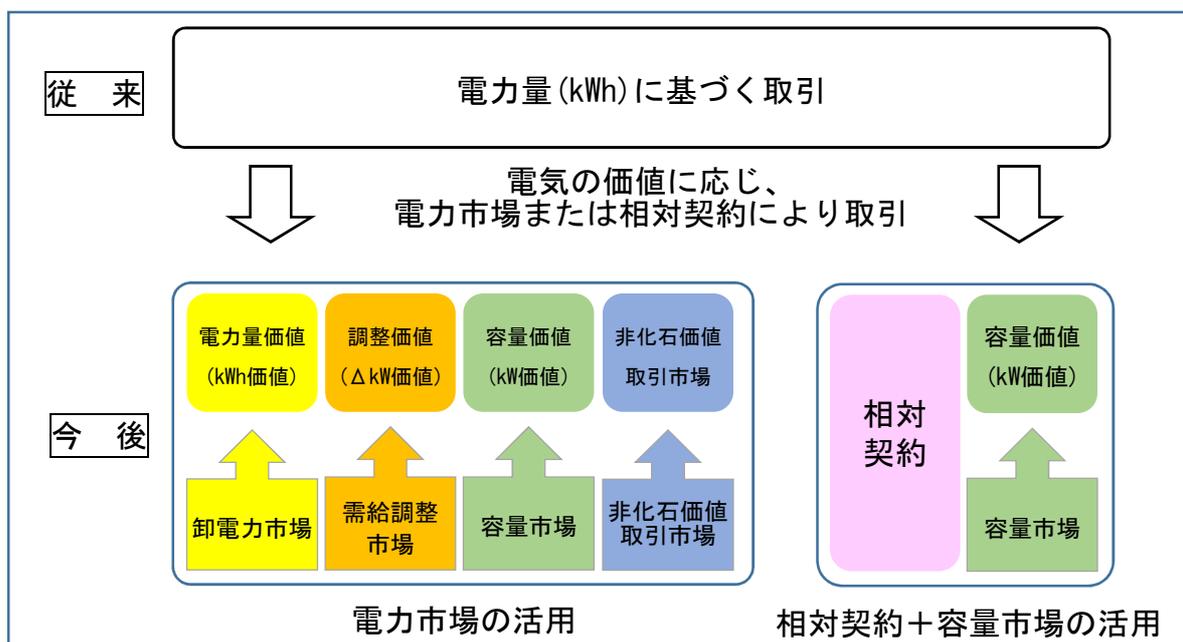
## 【参考】

### ○ 電力システム改革の概要

「電力の安定供給を確保する」、「電気料金を最大限抑制する」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」ことを目的とし、「広域的運営推進機関の設立」、「小売全面自由化」、「送配電部門の法的分離」の三段階に分けて進められた。

### ○ 電力取引のイメージ

【従来と今後の電力取引のイメージ図】



### ○ 各取引市場の概要

#### (1) 卸電力市場

- 電力の需要と供給を一致させるために、余剰または不足することが見込まれる電力量価値 (kWh価値) を予め取引する市場。
- 具体的には、発電事業者及び小売電気事業者は、それぞれ「発電計画」と「需要計画」を前日までに登録することとされているが、計画値が一致しない場合は、実需給の1時間前までに予め「卸電力市場」を通じて余剰分や不足分を売買し、需給を一致させる。

#### (2) 需給調整市場

- 短時間の電力の需要と供給の不一致が生じた場合、それを一致させるための調整能力を、調整価値 (ΔkW価値) として取引する市場。

- 具体的には、卸電力市場の取引の締切後に、天候の変化による発電量の変動などで、短時間（実需給の1時間前～直前）の需要と供給の不一致が発生した場合、送配電事業者は「需給調整市場」を通じて電力の調整能力に優れた発電所の調整力を調達し需給を一致させる。

### (3) 容量市場

- 国が定めた、将来（4年後）の発電能力（供給力）を確保するために、発電所の発電能力そのものを、容量価値（kW価値）として取引する市場。
- 具体的には、発電事業者が、災害時等の予備力も含めた発電設備を将来にわたり維持できるよう、すべての小売電気事業者が、更新等に必要な費用を市場を通じて負担する。
- 発電事業者は、発電所の発電能力に応じた容量価値を市場に登録し、「容量市場」で決定された価格で収入する。

### (4) 非化石価値取引市場

- 再生可能エネルギー等で発電された電気が持つ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないという化石燃料にはない価値を、非化石価値として取引する市場。
- 具体的には、再生可能エネルギー等で発電された電力の非化石価値を、電力量とは別に証書化し市場で取引することで、小売電気事業者が環境負荷の削減を図りながら、CO<sub>2</sub>フリーの電力メニューを用意して販売するなど、需要家の選択肢を広げる効果が期待できる。

○ 普通電力の対象発電所

発電所名	所在地	最大出力(kW)
相模発電所	神奈川県相模原市緑区	31,000
津久井発電所	神奈川県相模原市緑区	25,000
道志第1発電所	神奈川県相模原市緑区	10,500
道志第2発電所	神奈川県相模原市緑区	1,050
道志第3発電所	神奈川県相模原市緑区	1,000
道志第4発電所	神奈川県相模原市緑区	59
愛川第1発電所	神奈川県愛甲郡愛川町	24,200
愛川第2発電所	神奈川県愛甲郡愛川町	1,200
柿生発電所	神奈川県川崎市麻生区	680
早川発電所	神奈川県足柄下郡箱根町	2,900
城山発電所	神奈川県相模原市緑区	250,000

○ FIT電力の対象発電所

発電所名	所在地	最大出力(kW)
愛川太陽光発電所	神奈川県愛甲郡愛川町	1,896
谷ヶ原太陽光発電所	神奈川県相模原市緑区	1,000
早戸川発電所	神奈川県相模原市緑区	72
玄倉第1発電所	神奈川県足柄上郡山北町	4,400(予定)

## VI 令和3年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第46条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合は、500万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

また、同条第2項の規定に基づき、毎年度の免除した件数及び金額を議会に報告することとされている。

### 1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第25条の2第4項の各号の規定に該当するもの。

### 2 件数及び金額

13,518件、33,443,764円

### 3 免除の内訳

#### (1) 理由別内訳

理由	件数	金額（円）
所在不明 (規程第25条の2第4項第2号)	13,433	33,080,082
破産 (規程第25条の2第4項第3号)	85	363,682

#### (2) 用途別内訳

用途	件数	金額（円）
家事用	12,855	29,084,903
業務用	663	4,358,861

#### (3) 免除金額別内訳

免除金額	件数	金額（円）
100,000円超 500,000円以下	10	1,260,060
10,000円超 100,000円以下	339	6,053,015
10,000円以下	13,169	26,130,689